

財政顧問の任に一定ノ方安事ヲ立テ帝  
西政社ニ上申スル事ト  
廿八年三月廿日

財政顧問傭聘契約

大韓國議政府參政申箕善及度支部  
大臣閔泳綺ハ勅命ヲ奉有シ大日本帝  
國政府ハ推薦ニ係ル財政顧問目賀田  
種太郎トノ間ニ左ノ條項ヲ協定ス

第一條 目賀田種太郎ハ大韓國政府ノ  
財政ヲ整理監査シ財政上諸般ノ設  
備ニ關シテ最モ誠實ニ審議起案ノ  
責ニ任スルコト

第二條 大韓國政府ハ財政ニ關スル一切ノ

事務ハ目賀田種太郎ノ同意ヲ經タル  
後施行スルコト

目賀田種太郎ハ財政ニ關スル事項ノ  
議政府會議ニ參與シ及財政ニ關スル  
意見ヲ度支部大臣ヲ經テ議政府ニ  
提議スルヲ得ルコト

議政府ノ決議及各部ノ事務ニシテ財  
政ニ關係アルモノハ其上奏前ニ目賀田  
種太郎ノ同意加印ヲ要スルコト

第三條 目賀田種太郎ハ財政上ニ關シ

謁見ヲ請ヒ上奏ヲ得ルコト

第四條 目賀田種太郎ノ俸給ハ月額

金貨八百圓トシ毎月末日ニ支給スルコト

本俸給ノ外大韓國政府ハ相當ノ官

舎ヲ目賀田種太郎ニ給與スルコト但シ

相當ノ官舎ナキトキハ官舎料トシテ月

額金貨百圓ヲ給與スルコト

第五條 目賀田種太郎ノ來任歸國及

賜暇歸國ノ際ハ船車料實費ノ外ニ

金貨參百圓ヲ支給スルコト

財政事務ニ依リ大韓國內地ニ出張ス  
ルトキハ船車料實費ノ外ニ一日金貨  
拾圓ヲ支給スルコト

第六條 本契約ハ豫メ其期限ヲ定メスト  
雖トモ各一方ニ於テ本契約解除ノ必  
要生シタル場合ハ相互協議ノ上大日  
本帝國代表者ノ同意ヲ經テ本契  
約ヲ解除スルコト

尚ホ韓國側ノ調印者ハ參政申箕善  
度支部大臣閔泳綺外部大臣李夏榮

ナリ

大藏省

日韓協約

明治三十七年九月五日官報

去月二十二日日韓兩國政府代表者ハ左ノ  
協約ニ調印セリ

- 一 韓國政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人  
一名ヲ財務顧問トシテ 韓國政府ニ傭  
聘シ財務ニ関スル事項ハ總テ其意  
見ヲ詢ヒ施行スヘシ

- 二 韓國政府ハ日本政府ノ推薦スル外國人  
一名ヲ外交顧問トシテ 外部ニ傭聘シ外  
交ニ関スル要務ハ總テ其意見ヲ詢ヒ

施行スヘシ

三 韓國政府ハ外國トノ條約締結其他  
重要ナル外交案件即外國人ニ對スル  
特權讓與若クハ契約等ノ處理ニ関  
シテハ豫メ日本政府ト協議スヘシ

寫

秘

下記事状ハ曩ニ客年五月小官カ當任  
務ノ内命ヲ受ケルニ方タリ其要上日ヲ内陳セル  
所ナリ

當時總理大臣閣下ハ外務大臣大藏大  
臣兩閣下ト共ニ小官ニ示サルニハ趣旨ニ於テ  
同感アリト雖モ現狀ニ於テ獨立國タル韓國  
日本帝國ヨリ監督官トシテ日本官吏ヲ以  
遣スルハ穩カクサル所アリ乍然其執務ノ權  
利ヲ鞏固ニスルトキハ實際ニ於テ大差無カ  
ル可キニヨリ顧問ノ名義ヲ以テ差遣スル  
以テセラレタリ  
爰ニ於テ小官ハ謹テ命ニ從ヒ静カニ經驗ス